

産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会（第5回）

議事録

日時：平成26年5月13日（火曜日）14:00～16:00

場所：経済産業省別館1階104各省庁共用会議室

議題

1. 今後の工業用水道政策について
2. 今後の施策展開について

議事内容

○ 渚上産業施設課長 定刻より若干早いタイミングでございますけれども、まだ石田委員がご到着されておられません、少し遅れてこられるということでございまして、また、当省の加藤審議官も別の急な用件が入りまして、ちょっと定刻に間に合わないということでございます。そのほかの方々も、皆様おそろいでございますので、これから始めさせていただきます。

「産業構造審議会地域経済産業分科会第5回工業用水道政策小委員会」の会合をこれから開催させていただきます。

産業施設課長の渚上でございます。議事進行を小泉委員長にお渡しする前に私から何点かお話をさせていただきます。

まず、委員の皆様方におかれましては、ご多用中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、本日、過半数の委員にご出席いただいておりますので、この小委員会は成立することをご報告させていただきます。

また、今回、人事異動に伴いまして、新しく委員に任命されました愛知県企業庁の種村委員、熊本県企業局の古里委員、日本水道協会の向山委員にご出席いただいております。また、本日、ご都合により金沢大学の池本委員、レンゴー株式会社の若松委員はご欠席でございます。

それでは、小泉委員長に以降の議事進行をお願いいたします。

○ 小泉委員長 承りました。それでは、ただいまより「第5回工業用水道政策小委員会」

を開催いたします。

3月に開催いたしました前回の第4回の会合では、平成24年6月の工業用水道政策小委員会報告書における提言の進捗について事務局より報告していただき、その上で改めて工業用水道事業の現状と課題を整理し、今後の施策の方向性について検討を行いました。

今回の第5回の会合では、より具体的な工業用水道政策の方向性について議論していきたいと思っております。

まず、議事に入る前に、経済産業省より配付資料の確認をお願いいたします。

○浜野工業用水道計画官 それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

まず、一番上に「座席表」がございまして、その次に本日の「議事次第」がございまして、議事次第には本日の配付資料一覧を記載してございます。

次に、資料を確認させていただきます。まず、資料1「産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会委員名簿」、資料2「今後の工業用水道政策について」、資料3「今後の施策展開について」、参考資料1「平成25年度地域経済産業活性化対策調査（産業立地政策の変遷と産業用地の整備状況に係る調査）報告書」を抜粋版でお手元につけさせていただきます。

配付資料は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

資料に不備などがございましたら、経済産業省の職員へお申しつけいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、これから議事に入らせていただきますが、本日の会議も前回と同様に公開とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、本日の会議も公開といたします。

なお、議事要旨につきましては、小委員会終了後速やかに公開、議事録については委員の皆様方にご確認を得た上で公開。また、資料につきましても原則公開したいと考えておりますので、あらかじめご承知おき願います。

では、これから議事に入りたいと思っております。

今回の議事は、「今後の工業用水道政策について」及び「今後の施策展開について」でございます。

それでは、まず、議事内容(1)「今後の工業用水道政策について」、経済産業省より説明

をよろしくお願いいたします。

○浜野工業用水道計画官　それでは、資料2に基づき説明させていただきます。お手元資料2「今後の工業用水道政策について」で、1枚めくっていただきたいと思います。

1. 産業政策における工業用水道の位置づけ、1. 視点ということで、これまでの概略が書いてございます。

工業用水は、工場や発電所、製油所等で使用されている重要なインフラとして、工場の地方分散や地域の開発発展に伴い整備が進められ、現在151事業者243事業が整備済みでございます。

近年は、ユーザー企業の事業縮小や撤退、水リサイクルの進展により需要が減少しており、また、経済の成熟、海外市場の拡大に伴う海外生産比率の上昇、今後の人口減少を考えると、さらなる需要減少への対応が課題かと考えております。

このような中で、今後の工業用水道政策を検討するためには、単に工業用水道政策のみを考えるのではなく、今後の地域における産業立地・地域経済政策との連携のあり方をどうするかという点についての考察が必要かと思っております。これは前回第4回におきまして、中長期的な検討としてご議論いただいたところであります。

2. これまでの産業政策における工業用水道の位置づけでございます。過去をちょっと振り返ってみたいと思っております。

最初の矢でございますが、戦後の復興期から高度経済成長期におきましては、地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下対策として、工業用水法や工業用水道事業法を制定し、また、新産業都市建設促進法などによる工場の地方分散政策と連携して、産業基盤としての工業用水道の整備を積極的に行い、地域産業の振興を支援してまいりました。

その後、時代が下りまして、先端技術であるとか、知識集約型産業の振興に産業政策の重点が移っていく中で、足早な先端産業の立地に対応すべく、年度途中においても採択が可能な補助金制度の創設等による支援を実施いたしました。一方、阪神・淡路大震災を契機といたしまして、災害復旧事業費補助金制度も創設され、大規模災害への対応も進捗しているところであります。

近年、自治体の中には、工業用水道を基幹的なインフラとして積極的に活用し、工業団地への進出企業に対して一定期間の工業用水道料金の減額措置といった施策をセットにして戦略的に誘致を行っているところもありますが、地域の自治体が産業政策を自主的かつ計画的に行う時代へと変遷している中で、地域振興政策と工業用水道政策の連携、協力が

課題となっているのが今日の状況と考えております。

次でございますけれども、今後の工業用水道政策の方向性をご説明する前に、若干その時代背景とか最近のニーズの変化についてご説明させていただきたいと思っております。

ちょっとめくっていただきまして、4ページ目、(参考1) これまでの企業立地政策・地域振興政策の変遷(1)をつけさせていただいております。左側に企業立地政策・地域振興政策の変遷、右側が工業用水道政策の変遷でございます。

左側の企業立地政策でございますけれども、昭和20年代後半から30年代の前半でございましょうか、「地方の開発・工業分散の時代」と書かせていただいておりますが、例えば昭和34年の項目に首都圏の既成市街地における工場等の制限に関する法律ということで、首都圏の人口増加の主な要因である大規模な工場等の新設を制限いたしました。そして、昭和36年に工業適正配置構想というのができまして、工場の地方分散を誘導していったわけであります。

このような時期に、私ども工業用水道政策といたしましては、昭和36年の項目でございますけれども、四大工業地帯に適用される補助率の引き下げということで、都市への集中を抑制するところに手助けしたということでもあります。

時代が下がって、企業立地政策の昭和37年でございますが、新産業都市建設促進法という法律をつくりまして、こちらで地方の開発発展の中核となる新産業都市の建設を促進いたしました。これにつきましては、いわゆる産業インフラの整備で工業用水道はもちろん入っておりますが、道路であるとか港湾であるとか鉄道であるとか、そういったものを積極的に整備を図ったところでもあります。

これに対しまして、時間的に若干ずれはありますけれども、工業用水道政策の昭和42年をご覧くださいますと、新産業都市ですとか、工業整備特別地域に適用される補助率の引き上げにより地方に誘導するような施策をしております。

そして、次の5ページ目をご覧くださいなのですが、立地政策で「知識集約型産業振興の時代」と書いてございます。昭和58年に高度技術工業集積地域開発促進法、いわゆるテクノポリス法と称して半導体、エレクトロニクス、バイオ等を積極的に開発を促進したというところでもあります。

これらにつきましては、昭和60年度に私ども工業用水道関係では小規模工業用水道事業費補助制度が創設されております。こちらが足早な先端産業の立地に対応するため、年度途中の事業採択を可能とした制度でありました。

そして、企業立地政策で、例えば昭和 63 年に地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律、いわゆる頭脳立地法といわれているもの、これは研究開発、ソフトウェア、デザインとか、そういう情報化、ソフト化、サービス化の流れが進展しまして、この辺で産業の頭脳部分をもっと地域に集積させるという施策をとったわけですがけれども、これらの産業は工業用水をほとんど使わない産業ということで、この辺で連携が薄れてきております。

また、大分時代が下りますけれども、下のほうの施策に、「地域による主体的な取り組みの時代」として、平成 19 年には企業立地促進法、企業立地の促進や産業集積の形成・活性化のために自治体が主体的かつ計画的に行う取り組みに対して支援するという制度があります。これにつきましても、国レベルといたしましては、工業用水道政策との連携がとれていないということかと思っております。

この辺の施策の変遷につきましては、参考資料 1 ということでちょっと分厚い資料をつけておりますので、もしご関心のある方は後ほどご覧いただければと思います。

次に、めくっていただきまして、6 ページ目でございます。(参考 2) 自治体における企業誘致政策と工業用水道事業との連携例で、これは現在こういう連携が行われているという一例をご紹介させていただいております。

1 つ目が、工業用水道料金の減免または補助制度で、一定の工業団地への新規立地に対して、3 年間、2 分の 1 に工業用水道料金を減額するというをやっていたり、また、2 つ目は、やはり同じように新規立地でありますけれども、工業用水道料金の一部を補助ということで、こちらはいわゆる産業振興部局から補助金を出しているものがあります。3 つ目は、工業用水道料金を 3 年間全額補助とか、いろいろ他の自治体においても同様の措置があるかと思えます。

2 つ目のくくりで、工業敷地内配管等敷設工事に対する補助制度で、こちらも工場の新設または増設を行うもので、一定の要件を満たしたものにしましては、工場の敷地内に敷設する配管であるとか受水槽などの工業用水施設の建設に要する経費の 2 分の 1 を補助するという制度がございます。

さらに、一番下のところですと、上水を工業用水として使用する場合の補助で、こちらもやはり新規立地でありますがおおむね 100 立米/日以上 of 工場用水を使用する企業に対し、上水道または簡易水道料金の従量料金のうち 47.25 円/立米を超える料金を補給金として交付ということで、これは岩手県奥州市さんですけれども、地域に工業用水道がな

いので、工場を誘致する場合に上水道の料金を安くしているという例があります。

次の7ページ目でございます。(参考3)として、最近の企業立地ニーズの変化、小規模工業用水道が増加しているというところについてでございます。

左上の棒グラフは、私ども経済産業省で調べている工業立地動向調査でして、立地面積、それから立地件数につきましても平成19、20、21と減少して低位安定状況という形になっております。

右上の横になった棒グラフでございますけれども、国内生産拠点の役割ということでアンケート調査をした結果ですが、大企業は特に「海外から見たマザー工場」、日本の国内生産拠点に関してそのような認識をもっている、または「最新鋭の生産設備をもつトップランナー拠点」であるとか、「製品のイノベーション拠点」であるということで、製品を大量に生産するという形の国内での工場という認識は大分薄れてきているのかなということがあります。

それから、下のところの棒グラフ、ちょっと見にくいもので恐縮でございますが、これは5年区切りで棒グラフをつくっております、この対象の5年間に新規に工業用水道施設を建設着手したというものに関しまして、4,000立米/日以下かつ供給先が2件以下という、いわゆる小規模な工業用水道の建設の比率をグラフ化したものでございます。平成元年から5年の間に全部で20件の新規建設が行われた中で、わずか3件が小さいものであったというところで、近年、例えば一番右の平成21年から25年までの5年間ですと、新規建設は2事業で少ないですが、そのいずれもがこういう小さい小規模な工業用水道事業になっているということでもあります。

それから、次のページをおめくりいただきますと、(参考4)工業用水道事業の厳しい経営状況でございます。こちらは前回第4回の審議会におきましても同様のデータをお示ししているものでありまして、左上のグラフは既に供給先数、需要が減少しているということ。それから、右側の棒グラフが収益・費用で、収入が減って、費用も一生懸命減らしているけれども、実際の利益損益の部分に関しましてはだんだんと落ちてきているという状況が見てとれます。また、下の円グラフは3つありますけれども、一番左下は、実質的な意味での赤字の事業者が3割弱となっております。それから、真ん中のところでは、損益計算ベースでみて、未処分利益剰余金はほとんどない状況であります。右のところ、貸借対照表ベースで見て、いわゆる積立金も1億円以下が8割近くとなっております。経営が厳しいということでございます。

次のページの（参考5）施設の老朽化と災害リスクの顕在化で、左上のグラフですけれども、1950年代ぐらいから1970年代にかけて建設着手が集中しております。建設から40～50年経つわけですので、右上の棒グラフが、見にくいですが、耐震化率がどうなっているかという表で、全管路の合計で28%の耐震化率となっております。左下のグラフですけれども、「最近9年間で55件」と書いてございますが、操業に影響した工業用水の漏水事故の発生が増えているというのが見てとれます。

それから、最後の10ページ目の（参考6）海外における水需要の高まりで、やはりアジアを中心として今後海外における水需要の拡大が見込まれているという状況がございます。

左の表の上水とか工水とか下水、分野ごとに下の括弧書きの数字が2007年ですか、少し大き目の上段の数字が2025年の需要の見通しでございます、やはりボリュームゾーンとしては上水道、下水道の関係であります、青く塗ってあります海水淡水化、工業用水、再利用水が成長ゾーンだと見込まれているということでございまして、世界の水ビジネス市場は今後の盛り上がり期待できるのではないかとございまして、

恐縮でございますが、資料を戻っていただきまして、3ページ目でございます。今後の工業用水道政策の方向性で、これらの背景を踏まえまして、これからの工業用水道政策はどうあるべきかであります。

最初の矢印、やはり今後、工業用水道の需要は暫時減少していくことが見込まれます。

また、近年企業立地ニーズの変化から、小規模工業用水道の増加といった水需要形態の変化が生じております。これは先ほど見たとおりでございます。

さらに、地域における産業基盤整備として過去に建設された工業用水道は老朽化が著しく、更新が必要な時期に入りつつあり、これらの取り組みと将来の経営のあり方は、全体の政策を検討していく中で重要な視点であると考えられます。

一方、工業用水道政策を含む産業立地政策、地域振興政策については、地域の自主的、主体的な取り組みを重視する流れが今後も継続すると考えられております。

これらを踏まえますと、今後の工業用水道政策の方向性としては、以下のように考えているところでございます。

3つに整理してありまして、1つ目に、持続可能な工業用水道に向けた環境整備で、こちらについては短期的に行っていくものとして、規制緩和を初めとした経営改善に向けた環境整備が1つ目にあります。それから、どちらかというと中長期になりますが、広域連携、事業統合やダウンサイジングの推進、民間の経営活力の活用促進で運営権制度のP F

Iの活用を視野に入れております。それから、工業用水道事業の海外展開に向けた検討をやっていけたらどうかと考えております。

2つ目のくくりでございますが、産業構造や企業立地ニーズの変化への柔軟な対応で、これも中長期的に検討していく内容と考えてございますが、産業構造が変化していく中で、地域の自主性、主体性に基づく地域振興政策と連携してということで、大都市や産業集積地近傍に整備する小規模工業用水道に対する支援措置の検討、次に、時代の変化に対応した工業用水の供給対象拡大についても検討。これにつきましては、前回第4回の審議会におきまして、工業用水をそもそも再定義する必要があるのではないかとか、それから工業用水という考え方から産業用水というところでもって、そもそもの対象を拡大していくべきではないかという意見をいただいております。それに対応したものでございます。

3つ目に、強靱性を兼ね備えたインフラ整備で、設置後40～50年が経過する設備の老朽化、それから今後、南海トラフ地震のリスクが顕在化する中で、更新・耐震化の必要性が高まっているということで、国土強靱化のための計画的な更新・耐震化の支援、これまでは補正予算でやってきたわけですが、何とかして更新を当初予算化するという話。それから、東日本大震災の教訓から、準公共財としての災害時における地域への貢献を支援ということで、災害に強いのみならず、地域のためにも役に立つ工業用水道を目指していったらどうかと、今後の工業用水道政策の方向性についてこのように考えているところであります。

以上でございます。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様よりご意見等を伺いたいと思います。

なお、ご発言等の際には、挙手の上でお近くのマイクからお願いいたします。どこからでも結構だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。いかがでございましょうか。

どうぞ、神子委員、お願いします。

○神子委員　　千葉県の神子でございます。前回の審議で、工業用水の供給対象の拡大について、私のほうで申し上げまして、このような形で取り上げていただいて大変ありがたいと思っております。

そのときは、具体的な話までは申し上げなかったのですが、千葉県であった例で申し上

げますと、コンピューターの冷却用水に使えないかという相談がございました。他県の例ですけれども、日量で3,000トン程度を供給している例があると。それは、つまり、今の扱いだと雑用水扱いということだと思えます。

千葉県であった相談のケースですと、工業用水のたまたま供給区域外の場所だったので。雑用水の供給では、工業用水の供給区域を拡大するわけにもいかないということで、どうも話がうまくできなかったという事例もありました。

千葉県にあった話は、そういうことで、日量1万トン以上といった大きなお話。そういう事例も出てきているということでございますので、この時代の変化に対応した工業用水の供給対象拡大に関しては、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

○小泉委員長　　お願ひします。どうぞ。

○河村大臣官房審議官　　ご意見をいただきまして、ありがとうございました。まさにご指摘の点については、前回の会議でのご意見を踏まえて、今回このように書き込んだところでございます。今日、この後、総論の後の各論で、神子委員が今おっしゃった雑用水規制の緩和については、より詳しく説明する予定です。

ポイントとしては、雑用水規制については水利権の問題が絡みますので、これを廃止して、全く自由にするとかというわけにはなかなかいかないのですけれども、例えば目的外利用のための手続を緩和したり、規制条件の緩和とかについて、今後、関係省庁等とも調整したらどうかという趣旨でございますが、それについてはこの後説明させていただきます。

ありがとうございました。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

そのほかについて、いかがでございましょうか。どうぞ、三田委員、お願ひします。

○三田委員　　石化協の三田でございます。2. 今後の工業用水道政策の方向性の1. 持続可能な工業用水道に向けた環境整備で、横線というか、矢印が書いてあって、規制緩和を初めとした経営改善に向けた環境整備の中で、一番下に、工業用水道の海外展開に向けた検討が入っています。

私、前回もお話しさせていただいたと思うのですけれども、1. の下のぼつに、工業用水道事業者の経営は厳しい状況にあるという中で、海外へ展開するのはいかがなものかと。これが経営改善になるのであれば、入れていただいて結構かと思うのですけれども、いわゆるお金がない状況で海外へ行かれて、経営改善の方向が見つかるのかというのは、ちょ

っと私、疑問なので、そこをちょっとご指摘させていただきたいと思いました。

○小泉委員長　　ありがとうございました。

　　ただいまの点について、どうぞ、お願いします。

○浜野工業用水道計画官　　説明をかなり省略してしまい、申しわけございません。この1. 持続可能な工業用水道事業に向けた環境整備で、規制緩和、広域云々、民間、海外展開と4つの項目を並列で並べさせていただいておりますが、要は、規制緩和を初めとした経営改善に向けた環境整備は全ての工業用水道事業者の方々に活用していただければありがたいと思っているものでございます。

　　そして、どちらかという、工業用水道事業者と一口に申し上げましても、置かれた状況、または地域、いろいろな面で経営環境も非常に千差万別かと思っております、例えばやはり経営改善をしなければならないけれども、1者のみでは対応できないところについて、広域連携、事業統合、また、要は施設の稼働率がかなり落ちていて、余っているというのは変な言い方ですが、遊休施設がありますというところについてはダウンサイジングを積極的にやっていけばいいのではないかと考えております。

　　また、事業を担う人員の確保すらおぼつかないところについては、民間の経営活力を積極的に導入していったらいいのではないかと。さらに、経営基盤がしっかりしていて、さらに他のところに収益源を求めていく元気のあるようなところは海外展開に向けた検討をやっていけばいいのではないかと考えております。

　　少なくとも、私ども国といたしましては、これらの環境整備をやっていくという意味で、可能性があるかどうかの調査であったり、こういう問題点がありますという整理であったり、そういうことを考えてございます。それにつきましては、資料3の各論で若干触れさせていただきます。

　　以上です。

○河村大臣官房審議官　　若干補足します。今のご意見につきましては、実は我々の中でも議論がありまして、あとで資料3で説明しますが、例えば東京とか、政令市の中でも体力があり海外展開に関心があるところがございますので、そういうところはそのノウハウを東南アジア等に輸出すればいいのではないかと考えております。ただ、全体の方向としては、なかなか厳しい経営状況の中なので、海外展開についてはウエートを下げ、位置づけも前回よりもかなり圧縮しております。これから説明しますけれども、今おっしゃられた現状も踏まえて、まずは検討することが先だろうということで、前回の会議のご発言も

踏まえて内容も修正してございます。

以上です。

○小泉委員長　ありがとうございました。よろしいでしょうか。

そのほか、ご意見ございますでしょうか。いかがでしょう。どうぞ、神子委員。

○神子委員　たびたび申しわけないです。1. の工業用水の需要は減少傾向にあるというところは、今後、これからのことも考えて、そういう傾向は否めないかなと思うのですが、その中で、千葉県の中でも受水企業から現行の施設規模を限定することではなく、将来需要をちゃんと把握した上で、ダウンサイジングにも取り組むようにという要望もいただいております。

ただ、ダウンサイジングに取り組む際に、やはりどうしても水利権確保のための水源開発に要する費用が非常に大きいわけで、配水池が3つあるものを2つにするとか、ポンプを5台あるものを3台にするとか、そのようなことに取り組んでいくことは可能なものかもしれませんが、ダウンサイジングをしても、大きな水源開発費については負担し続けなければならないといった問題があります。

そういったことで、ダウンサイジングを推進する際に援助していただけるような何らかの施策とか、いろいろお考えいただければと思っております。

以上です。

○小泉委員長　ありがとうございました。

○浜野工業用水道計画官　ダウンサイジングに関しましては、特にダム水利権、負担金については、当初それぞれ利水者の方々がご要望されて、それに基づいてつくったこともあり、水利権の転用というのでしょうか、どこか他の使ってくださる方とうまく取引が成立すればいいのですけれども、そうでないとずっと負担し続けるという問題が生じているのは前々から私どもも聞いておりまして、国交省さんが事実上、ダムの負担の関係をみるところだと思うのですが、やはりこればかりはどうしようもないということになっているようでございます。

それ以外の設備とか、そのようなところのダウンサイジングに関しましては、私どもの施設もいわゆる改築補助金というのでしょうか、更新の際に、例えばダウンサイジングを検討していただいたところには優先的に補助金をつけるようにとか、いろいろ誘導するのはやり方があろうかなと思っておりますのでございます。ただ、補助制度につきましては今後の検討でございませう。

以上です。

○小泉委員長　どうぞ、よろしくお願いします。

○神子委員　わかりました。私どもも現状、例えば今確保している水利権を返上するという状況にあるわけではなく、将来的な課題として、仮に将来そういうことが起きたときという意味で申し上げております。今、どうこうということではございません。

○小泉委員長　どうぞ、石井委員。

○石井委員　前回欠席しましたので、前回の議論がよくわからなくて大変恐縮なのですが、今日お示しいただきました今後の工業用水道政策の方向性の中で、1. 持続可能な工業用水道事業に向けた環境整備、規制緩和を初めとした経営改善に向けた環境整備と。これはこの後ご説明いただく今後の施策の展開の中で詳しく①から⑥まで料金問題が書いてあるのですが、これは方向性では規制緩和に向けた云々だけで、料金の話は書かなくてよろしいのですか。かなりのところは料金問題が非常に重要ですよね。その辺はどうですか。

○河村大臣官房審議官　今ご議論いただいているのは、まず大方針を立てようということで、政策の方向性を示しております。この後の検討資料の中で料金の話は細かく出てきますので、そこで改めてご意見をいただくようにしたいと思います。

○小泉委員長　では、後半の部分ということで、またよろしく願いいたします。

では、種村委員、どうぞ、お願いします。

○種村委員　愛知県、種村でございます。先ほど千葉県さんからもダウンサイジングの話は出たのですが、水源ということで、ちょっと別の切り口で私どもの課題というか、これに対してぜひお願いしたいと。

前半にありますように、広域連携とか事業統合といった面で、ダウンサイジングも兼ねて今、余剰水をもっている工業用水道事業は幾つかあると。それを統合するに当たって、1つのネックである流域間を結ぶことに対して、それによって相互融通する、あるいは渇水時に活用できるということで、事業としても合理化ができる、あるいはユーザーの方々にとっても水融通ということで安定化を図るといふ、両者からみればウイン・ウインというメリットがあるのですが、やはりそこでネックになっているのは水利権、いわゆる地域間の水融通に対する課題、端的にいきますと、愛知県の場合ですと、フルプラン水系でも豊川水系と利根川水系といった形で、それぞれの地域で水資源施策ができています。

そういったところで、これからの課題でぜひお願いしたいのですが、国土審議会

マターになるかもわかりませんが、せつかく水資源、今、ブロックごとでみれば、過剰、あるいは足りないというアンバランスが出ているかと思うのですが、全体で見れば、それを相互に融通することで、片やどちらかの水系が渇水になったときに応援できる、あるいは片や何か災害があったときに応援できるといった意味で、余剰があるというものではなくて、余剰がかえって、それを有効に利用するような形で連携を進めるような形で、審議会での議論をそういった場があればぜひお願いしたいかと考えております。

○小泉委員長　　どうぞ。

○古里委員　　熊本県でございます。先ほど千葉県の方でございましたダウンサイジングに絡みまして、ダム使用権の話で、熊本の場合、個別の状況として、私どもは現に大変な思いをしながら苦しんでいるという状況でございます。

国交省さんとかといろいろお話ししますが、やはり建設途上であれば何とか過去に例もあり得るのでございますが、でき上がったものについては大変難しいということでございます。こういう話は、例えば先ほどちょっと出ました雑用水とか、そういう部分につきましても、地方からみますと、省庁間の、こういっては申しわけないのですが、壁と申すか、大変強く感じております。できるだけその辺をお互い本省間で歩み寄るとか、いろいろなお互いの働きかけができないのかなというのが、1つ、苦しんでいる熊本県からすると大変感じているところでございます。

もう一点、企業誘致の考え方について、地方の自主性が大変前面に出てきたかなという感じがございます。やはり地方にとって工業団地を造成して、そこに企業さんが張りついていただくことで、地域の雇用を守るという点では大変大きなインパクトがございます。その点、従来から国としては、地域の振興、地域の工業を守るということで、地域の安定があるというお考えがあると思いますので、根本にはそういう思いが変わっていないのだということを今後の施策のコアとしてぜひともうたっていただきたいと思います。

以上でございます。

○小泉委員長　　ありがとうございます。いろいろ要望も出ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほか、いかがでございましょう。今後の工業用水道政策の方向性としては、おおむねこのような方向で進んでよろしいですか。

どうぞ、石井先生、お願いします。

○石井委員　　すみません、私、先ほど聞き方がちょっとまずかったのかもしれないです

けれども、この方向性という、要するに水道政策のあり方の中で、3ページの1.の一番最後の工業用水道事業による海外展開に向けた検討よりも、遥かに料金問題のほうが重要なのです。だから、一言、今後の料金政策のあり方とか、そういうことの一文字が必要ではないですかということを知りたかったのです。中身は私、よくわかっていますので、そういうことを今後の方向として、料金は入れなくていいのですかと。ここで海外展開に向けた検討が入っていて、料金に向けた検討が入っていないのは、事業者の皆さんもユーザーの方々も一番関心のあるところがここに来ていますので、ダウンサイジングと料金政策は一体的な話にもなってきますので、その辺はどうなのですかと私は知りたかったのです。

○小泉委員長　　お願いします。

○河村大臣官房審議官　　料金の問題が重要というのは、おっしゃるとおりなのですが、各県のおかれた事情がさまざまです、一律にこうすべきというのはなかなか出しにくいということで、ちょっとぼかしたところがあります。そこは次の説明を聞いていただく中で、皆様のコンセンサスがあるならば料金についての表現は工夫しますので、後で調整させていただきたいと考えます。

○小泉委員長　　どうぞ、稲木委員、お願いします。

○稲木委員　　水資源機構の稲木です。ダウンサイジングというお話、各県さんからありましたが、やはり今後の時代を考えると、ダウンサイジングは重要なことだと思いますが、私どもの管理しているような多目的の施設となってくると、ダウンサイジングした場合の他の利水者という中で、身の丈に合った大きさに変えていくことはいいことかと思うのですが、残った者に対する何らかの手当もないと、双方、トータルとして成り行かなくなってくるところもあると。

そういう中では、こちらの経済産業省さんだけでない取り組みにはなってくるかと思いますが、工業用水単独でない場合も含めたダウンサイジングのあり方も考えていただけたらと思っております。

○河村大臣官房審議官　　おっしゃるとおりでございます、私どもも、ここに書いた趣旨である広域連携や事業統合の必要性は、必ずしも工業用水には限らず、例えば上水道事業との間で重複のあるところがあればできればいいと思っております。

ただ、一方で、先ほど他の委員からもご意見がありましたが、今まで組織間の問題などがあつたのも事実でございます。したがって、この後また説明してまいりますけれども、そういった点も踏まえながら実現可能な事業の効率化について意を配っていきたいと考え

ております。

○小泉委員長　よろしいでしょうか。

そのほか、ございますでしょうか。どうぞ、三田委員、お願いします。

○三田委員　これはもう少し上の議論になるかと思うのですが、将来的に長い目で考えていただければと思うのですが、世界的に水は重要になってきています。日本でもやはり中国とかの人が山林を買ったりして、水もなかなかこれからどうなるかわからないという中で、この場合は工業用水だけなのですけれども、上水とかその他の水を含めて、やはり省庁間を超えて、まず水をどううまく配分できるかを考えていただき、その中の工業用水とかを考えていただきたい。先ほど愛知県さんとか、熊本県さんとか、千葉県さんがおっしゃっていましたが、いわゆる工業用水だけ考えると、足りる足りないという話が出てきますし、上水を考えるだけだったら、やはりそれも渇水期に足りないというところもある。

トータルで考えると、もしかしたらレベリングを図れるかもしれないと。その辺を含めて、すぐの話ではないですけれども、10年ぐらい考えていただいて、将来を考えていただければと思います。よろしくお願いします。

○河村大臣官房審議官　それもおっしゃるとおりだと思います。先ほどの熊本県さんのご意見について返答をし忘れましたが、地域政策とか絡めていくことが重要というご指摘につきましては、まさにそれは私どもも同じ考えです。

今のご指摘もそうなのですけれども、そういった各省庁間、県の企業部局の中でも、いわゆる知事部局と企業局との連携とか、これからはそういう組織を超えた横断的な協力・協同関係を進めながら事業効率の向上を図っていかなければいけないという点で、今、待ったなしの状況に来ているのだと思います。

他方で、水利権や財産上の手続等は法律に従っておりますので、急にできないものもございますが、中長期的な展望としてそういう観点が必要というご指摘、また、そのためには国も各事業体も、地域政策のために目的を一にすることが必要という点につきましては、全くそのとおりだと考えております。

○小泉委員長　ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。どうぞ、向山委員。

○向山委員　私、上水道という立場で出席させていただいているところもありますけれども、今、お話で出ておまして、工業用水道事業者と上水道の事業者は兼ねていること

が多いこともありますので、お話が出ているように、いろいろな連携をとれる部分はたくさんあるのではないかと思います。

テーマに出ていますダウンサイジングの話ですとか、水利権の話ですとか、インフラの整備ですとか、海外展開みたいなことも含めて、連携をとれるところはかなり多々あると考えます。

そういう意味で、要望という形で皆さんもお話が出ていますけれども、どうしても省庁が分かれている関係でなかなか連携がとれないところは多くあるかと思っておりますので、そういったところをできるだけ風通しよく、いろいろな形で協力してできるようなことを考えていただけると非常にいいのかなと、提案といいますか、お願いしたいと申し上げたいと思います。

以上です。

○河村大臣官房審議官　ありがとうございます。ご指摘を踏まえ、後ほどの説明の中でもそういう方向性を出していきたいと考えています。

○小泉委員長　ありがとうございました。

委員の皆様からいろいろなご意見をいただきました。いずれにしても、工業用水道は私は大きな財産だと思っておりますし、これが負の遺産にならないで、ポジティブな意味で、やはり地域の活性化に向けてこの工業用水道が活用されていくことをこれから知恵を絞って考えていく時代ではないかと思っております。

ぜひこういった工業用水道政策、前向きな方向性を出して、ぜひ皆様のお知恵をいただきながら進めてまいりたいと思う次第でございます。

まだまだご意見はあろうかと思いますが、先ほど石井先生から料金の話も出ましたし、後半、その辺も含めて引き続き議論していきたいと思っておりますので、一応、議事内容(2)に進めさせていただきたいと思えます。

それでは、議事内容(2)「今後の施策展開について」、事務局から説明をよろしくお願ひ申し上げます。

○浜野工業用水道計画官　それでは、資料3に基づきまして説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、今後の施策展開についてということで、これまで平成24年ですから2年前の報告書に基づきまして、国による環境整備、事業者、ユーザー企業による取り組みは進捗しつつございます。

他方で、資産維持費の導入とか責任水量制の見直しに対しては、収益向上による財務体

質の改善が必要との意見もございました。

また、近年の企業立地政策においては、各自治体がそれぞれの実情に合わせた自主的、主体的な取り組みが求められておりまして、工業用水道事業者においてもそれぞれの地域の実情に合わせ、料金設定を含めてより自由な経営を行い、事業運営基盤の強化を図っていくことが必要かと考えております。

このため、国は規制緩和を初めとする各種の施策により、工業用水道事業者が行う経営改善の取り組みのための環境整備を行っていくべきではないかと考えております。また一方、東日本大震災を教訓といたしまして、また今後発生が予想される南海トラフ地震等への備えとして、国土強靱化の確保が喫緊の課題となっております。

この観点から、耐震化を進め、災害に強い工業用水道を実現することに加え、準公共財として、災害時に地域の役に立つということも目指して、その資産価値を高めていくべきと考えております。

ということで、次の3ページ目に今後の施策展開で、個別の施策について目次的に記載させていただいております。

1. 規制緩和等による経営改善への環境整備で①基準料金制の廃止から⑥補助金制度の見直しまで、そして、中長期的な話になりますが、2. 事業統合・広域化、上水道との連携・施設共用化とか、3. 工業用水道の海外展開に向けた検討、4. 国土強靱化への確保で2つばかり載せてございます。

次のページ以降、個別の施策についてそれぞれ書いてありまして、若干駆け足になりますが、それぞれ全てについてご説明させていただきたいと思っております。

次の4ページ目、まず、基準料金制の廃止についてでございます。

1. 基準料金の現状で円グラフを2つ載せてございまして、真ん中にあるこれは、実は基準料金というのは建設補助金を受けた事業に関しましてこの料金までにしていただきとなっておりまして、134の事業がこれに該当してございます。それで、実際に基準料金上限まで行っているところ、または特例としてこれ以上の料金を認められているところが42事業現在ございまして、この42事業だけについて、さらに右側の円グラフで赤字か黒字かを見ております。実は半数以上が赤字になっているということで、いっぱいいっぴいの料金を定めているけれども、黒字化ができていないという実情がございまして。

2. で要望調査の結果等を書いてございましてけれども、やはりこの基準料金制に関しましては廃止すべきというのが大多数を占めております。

3. 見直しの必要性で、結局、基準料金と給水コストを比べた場合、給水コストのほうが高いときには赤字経営を強いていることになってございます。また、資産維持費の導入であるとか、責任水量制から実給水量に応じた料金体系に変える場合の妨げになることがあること。やはり、自由な料金設定ができにくいとか、このような問題点を解決するために、料金上限として定めている基準料金制は廃止する必要があると考えております。

次の5ページ目に、見直しの方向性として、これは私どもの通達、「工業用水道事業費補助金の交付を受けた事業の料金の取扱について」というのがございまして、これを改正することを検討したいと思っております。この通達の位置づけで基準料金が補助金の交付を受けた事業に対する料金の上限となっているのですけれども、前回もちょっと説明いたしました、一方において、建設補助金の補助率を算定する際の基礎的な単価という形の役割もございまして、通達においての表現ぶりとしては、この補助金の算定をするときの単価であることに変えさせていただこうと思っております。これに伴いまして、特例基準料金制とかは必要なくなるので、これらのものは全て廃止を考えております。

そして、次、見直しを行うに当たっての留意点は、やはり工業用水道事業法の趣旨は、豊富低廉な工業用水を供給することにございますので、今回の改正が必要以上の値上げにつながらないように、料金値上げにかかる手続きのときに厳格な対応を私どもはしたいと思っております。

ぼつが2つございましてけれども、1つ目のぼつ、10%以上の値上げの場合に関しましては、実は補助金交付要綱に基づいて料金変更の承認申請が必要でございます。これで過大な値上げになっていないことを確認させていただくと。また、実はユーザー企業への説明状況を申請様式中に書く欄がございまして、そのような状況を確認した上で承認を行うことを考えております。

確かに、前回の議論におきまして、料金につきましては幾つかご意見はいただいております。十分な説明、それから理解が条件なのではないかというご意見でございました。その辺、ユーザー企業の説明をしっかりとやっているかを確認させていただこうと思っております。

2つ目のぼつ、上記以外、つまり10%未満の値上げに関しましては、工業用水道事業法の規定に基づきまして、供給規定の変更届出がございまして、このときにも一応届出ではありますけれども、過大な値上げになっていないかというのと、ユーザー企業への説明状況はどうであるかというのは十分な確認を行わせていただこうと思っております。

次の6ページ目、雑用水規制の緩和でございます。まず、雑用水規制の現状で、グラフが3つばかり載ってございますけれども、近年、図1、一番左側の棒グラフですけれども、雑用水供給を始めている事業が増えてきております。図2でもって、供給先としては下水、し尿、ごみ処理といった公共的な施設が多くなっております。図3で、緑色の棒グラフは給水先数ですが、約1,200で増えてきておりますけれども、やはり小口の供給となっているからか、左のスケールでもって、青い折れ線グラフですが、契約水量としては大きくは増えていないというのが見てとれます。

2. の要望調査の結果ですが、やはり「手続き簡素化関係」、それから「届出制の上限の緩和」とか、「用途用件の拡大・緩和」が要望として多くございました。規制緩和でございますけれども、これも通達で決めております。通達に規定されている供給条件であるとか、事前の届け出制の手続きが支障となっていると思われまので、これらについては緩和を行いたいと思っております。

見直しの方向性でございますけれども、まず、届出書の提出があつて、これは今まで10%以下のものは届出、それ以上が産業施設課長の了承という形になっておりましたけれども、そもそも10%以下の届出制は廃止にしておもうと考えてございます。さらに、10%を超えるものについては引き続き届出制にさせていただこうと思っております。それから、料金・供給条件等の自由化、供給対象も実質的に緩和したいと考えております。前回の審議会の議論におきましても、収益増を考えるためには、雑用水の供給を増やしていくことが重要であるという意見が多くを占めていたかと思ひます。こちらの方向に従ひまして緩和していきたいと思っております。

次の7ページ目でございますけれども、施設の有効活用や処分の促進という形で書いてございます。これは活用状況ということで、上にグラフがございまして、契約率8割、実給水率7割で、実際の稼働率は5割ちょっとという形になって、施設が遊休化というのでしょうか、稼働率が低いこともあり、これを有効に活用する、またはダウンサイジングするべきではないかというのが考え方の始まりでございます。

実際、右のところというか、上の段、真ん中に目的外使用の用途で、これは過去6年間承認を出したのものについて、全138件あったのですけれども、この状況を調べてみますと、①にございますように、道路・河川・堤防用地で、仕方がなく土地を渡しているものもございまして、実は④太陽光発電への利用とか、その上ですが、一般用地（民間等への貸し付け、譲渡）とか、さらに一番下を見ますと、水利権・ダム使用権の転用等が10件もある

ということで、それなりに有効活用なり、ダウンサイジングなり、努力されているところがあるというのが見てとれます。

2. の要望調査の結果でございますが、「過去の承認事例」を知りたいとか、「国庫納付の要否」、または「額算出方法」を知りたいという要望が多くございました。これに基づきまして、私ども、こういう処分をする場合の手引書を策定したいと思っております。承認基準とか、補助金返還額の算定につきまして、工業用水道を例にとった事例を交えた手引書をつくらうと思っております。これを工業用水道事業者の方々に周知することによって、積極的活用を促そうと思っております。

次でございます。施設基準の性能規定化についてで、古い技術基準が省令で決まっているのがございます。これを変えていこうということで、2つの項目がございまして、1つ目が耐震性の基準を新たに導入すること、2つ目が今数値で決まっているものを性能規定化することでございます。

耐震性の基準を入れることに関しましては、導入に肯定的な事業体数、1. の要望調査の結果でございますように、多くを占めているのは88で、多数を占めていますが、否定的な事業体も25で、やはり値上げにつながってユーザーも望まないだろうとか、強制的な基準は困るというご意見もございました。

それから、最新技術の導入の妨げとなっている、または最新技術と比較して陳腐化していると感じる基準は、明確に答えてくださったところは少ないのですけれども、沈殿池等の数とか容量とかが決められているものについては、経済的な施設構成の妨げになるというご意見もいただいております。

ということで、やはり今後、南海トラフ地震の発生とかが予想されているところで、大規模地震への備えはやらせていただきたいと考えております。

また、一方において、数値で決まっているものについては性能規定化を行いまして、新技術の導入とか創意工夫の反映をしやすくしたいと考えています。

3. 見直しの概要でございますけれども、耐震性に係る規定に関しましては、1年前の平成25年に策定いたしました更新・耐震・アセットマネジメント指針と整合性のあるもの、レベル1地震動とレベル2地震動それぞれについての性能を重要度に応じて規定して、省令改正の施行日以降に建設、または改築する施設から適用することを考えております。

それから、性能規定化の例につきましては、必要に応じて1台以上の予備ポンプが設けられていることとか、その他、2つばかり例がございまして、数値で決まっている

ことについては性能規定化をさせていただこうと思っております。

これについては、諸手続がございますので、1年かけて改正を行っていこうと思っております。

次の9ページ目の工業用水道事業におけるPFI導入ガイドラインの改訂でございます。

1. PFI/PPPの現状と書いてございますけれども、全152事業者中30事業者がこういう比較的大きなというのでしょうか、1億円以上のものを対象として調査いたしました。業務委託、包括委託も含めた形でございますが、それなりに民間の活力を活用しているというところであります。

ただ、特に工業用水道ということなのかもしれませんが、需要が見通しにくい、また老朽化資産の現状が分かりにくいとか、維持管理に係る将来コストの予測が困難であり比較的风险が高いということで、民間が入りにくい分野であるとされております。しかし、人員の確保もままならない事業においては、運営そのものを民間に委ねることも1つの対応方策となり得ると考えますので、こういったガイドラインの整備はきちっとしておくべきかなと考えております。

3. にガイドラインの改訂の方向性がございますけれども、概要といたしましては、これは平成17年に策定したもので、それから23年度にPFI法が大きく改正されて、公共施設等運営権制度が入ったりいろいろしておりますので、そういった制度の改正事項を追加させていただくことと、さらに、工業用水では進んでおりませんが、上水道ですとか下水道の分野でいろいろPFIの先行事例が出ているかと思われまますので、それらの概要を掲載することでPFIの導入に向けた具体的な取り組みに役に立つようなものにしたいと考えております。

それから、次のページでございます。10ページ目、補助金制度の見直しについてで、現状における問題点でございますけれども、右の円グラフをご覧くださいと思います。3つばかりございますけれども、この円グラフの中の左上が、平成11年以降でもって建設補助金をもらって布設した事業に関しまして、赤字になっているか黒字になっているかを見ますと、半数近くが赤字の状態でございます。一方において、右側の改築補助金をもらっている事業につきまして同様に調べましたところ、赤字事業は10%強という形になっております。

現在補助金をもらうためには要件として規模の要件がございます。建設につきましては、都道府県8,000立米/日以上となつてございまして、比較的大規模な施設をつくる場合に

補助金が出ることになっています。将来需要の過大な見積もりがあったのか、補助金をもらうためにある程度それに合わせた施設としたのか、赤字のところと比較的多いのが現状になっています。改築の場合につきましては、10年以内でもって20億円以上の事業に対して補助が出るという形になっておりまして、かなり長時間で20億という大きな事業をきちんと計画を立てるということで、ある程度経営基盤がしっかりしているところにもともと補助金が行きやすい制度になってしまっているのかなというところが見てとれます。ということで、現在の補助制度が現状のニーズと合っていないのではないかと考えられるところがございます。

見直しの方向性でございます。1つ目の○についてですが、今後、短期的には、以下の考え方で見直し及び予算の獲得に努めることとしたらどうかということで、1つは建設に係る長期継続補助事業の見直しで、一度建設補助金をとれますと、途中で計画変更して20年、30年と続けるところがありますので、これにつきましては計画をもう一回しっかりと見直すというか、そもそも延長は行わないという選択肢があるのかなと思っています。

2つ目のぼつのところ、現在、補正予算で更新であるとか耐震化の予算がとれてございますけれども、規模要件のない予算だったわけございまして、このような施設の更新・耐震化に係る予算はやはり当初予算化していかなければいけないと考えてございます。

3つ目でございますけれども、やはり基本の補助制度の中での新規案件は時々出てまいります。新規案件の採択に際しましては、事業性や経営の健全化への努力などに加えまして、国土強靱化の視点であるとか、複数の視点で評価を行って優先順位を決める等、メリ張りのついた配分をしたいと思っております。前回第4回の審議会議論の中におきましても、たしか選択と集中とか、傾斜をかけた補助の検討が必要という意見をいただいております。

それから、2つ目の○は、現在、採択要件、規模要件として定まっていますが、大規模な産業基盤整備が必要な時代は終わっているということで、採択要件も変えていく必要があるのではないかと。こちらがまさに地域の企業立地政策とか、地域産業政策とのかかわり合いが出てくるところでございますけれども、中長期的には現行制度の事業規模による要件を廃止して、例えば産業競争力の強化、マザー工場、または研究施設も併設された工場など、それから、地域経済振興への貢献で、例といたしましては産業クラスターの中核で団地形成などといった近年の産業政策に合わせた採択要件への変更を行っていったらどうかと考えております。

ここまでが一応、短期的にやる規制緩和等を中心とした環境整備でございまして、次の11ページ目、中長期的に、こちらも環境整備ではございますけれども、2. 事業統合・広域化、上水道との連携・施設共用化についてでございます。

1. 必要性ですけれども、健全化努力が求められています、事業規模が小さい事業者においては1者のみでの経営健全化に限界がある事業者も多いと考えられるということで、他の事業者との事業統合とか広域連携を進めて、リスク分散、それから経営基盤の強化を図ることが有効であり、これは後々はPFI/PPPの取り組みを進める上でも重要となってくるのではないかと。同様に、上水道との施設の共用・集約化と事業統合についても有効な取り組みと考えられます。

他方で、例えば上水道との施設の共有化に関しましては、水利権とか財産処分の手続とかが必要になるなど、制度面を含めた課題が存在しているということで、これらを整理、分析しまして、今後の対応について検討を進めたいと考えております。

一般的なメリット、それからデメリットが書いてございますけれども、一般的なメリットとしては、やはり経費削減、リスク分散ということで経営基盤の強化に資するのだらうと。一般的なデメリットとしては、ここに幾つか書いてございますけれども、結局は初期的な費用というのでしょうか、労力というのでしょうか、そういうところでもって若干掛かりがあるということでございます。

2. 現状は、ここに組織の統合、事業の統合、上水道との云々と書いてございますけれども、簡単に次のページ以降、参考として付けてございますので、それをご覧いただくといいかと思えます。

最初の12ページ目で組織の統合ということで、①福山市が24年4月、②として呉市が25年4月で、呉市さんを見ますと、(2)の下の米印でもって5年間累計5億円の効果があると見込まれているとか、次の13ページと14ページは事業統合の例でございます。これもそれぞれ工業用水道事業者としては同じですけれども、幾つか複数の事業を営んでいらっしゃるときに、それらを統合している例がございます。15ページ目からは、上水道との施設共用化の例で、東京都さんの例であるとか、次の16ページは栃木県さんの例について挙げております。

こういう幾つか例はございますので、恐縮でございます、11ページ目に戻っていただいて、今後の方向性でございますけれども、工業用水道事業者が自らのこととして検討が行えるように、自治体内の事業統合、または自治体間の統合及び上水道の施設共用化などに

ついて事例研究を行って、課題や問題点、または障害となる事項などについて整理していきたいと思っております。

次が 19 ページ目で、3. 工業用水道の海外展開に向けた検討でございます。1. 必要性でございますが、今後、水需要が確実に拡大していくアジアを中心とした海外に収益源を求めていくことも経営基盤の強化の一助になる場合もあるということで、可能性があるかどうか検討していく必要があるのではないかと。

現状におきましては、主に上下水道の分野でございますけれども、積極的な展開がされ始めております。幾つかここに例として、東京都さんとか北九州市さんの例を挙げさせていただいております。先ほどからいろいろご意見をいただいておりますが、まずは国内での確実な運営が前提だろうと思います。また、たしか前回の議論の中でも投資の回収に非常に時間がかかって、息の長い取り組みが必要ですよという意見もございました。いずれにしても、今後の海外展開を行っていく場合、課題とか対応策等の検討を行っていきたいと考えております。

主な検討課題、例として3つございますけれども、そもそもニーズがあるかどうか、上下水道分野との連携のあり方、官民連携のあり方について勉強していきたいと思っております。

次のページをめくっていただきまして、20 ページ目から、国土強靱化確保の関係の1つ目として、耐震化の加速化にかかる補助金で、こちらは2年連続で補正予算だったものを、ぜひとも当初予算化したいという私どもの思いというか、宣言をさせていただいております。こちらは特にご説明することはございません。

次の 21 ページ目も国土強靱化の2つ目で、工業用水道における社会貢献、災害時に工業用以外の用途で使っていただくことについて、実は昨年 11 月に文書で日本工業用水協会さんを通じて全ての工業用水道事業者の方に検討を依頼しております。2 月末に検討状況の報告を受けまして、それをまとめたものでございまして、消火用水ですとか、上水原水、それから飲料等の生活用水というところで、もう幾つかの事業者の方々が実際にできるようになっていますというご回答をいただきました。また、検討中というところもかなりまだございまして、今後さらに進展していくものかなと思います。

2. 評価と今後の方針でございますけれども、今はハード面での検討が先行しているところがございまして、今後は防災計画での位置づけとか、または規定における災害時の利活用の内容の明確化ということをぜひとも推奨していきたいと思っております。

また工業用水道事業者が集まる会合における発表とか、または日本工業用水道協会のホームページにおける社会へのアピールとかについても検討していきたいと思っております。

それ以降につきましては、幾つかの例ということでいろいろ載せさせていただいてございます。時間も大分過ぎましたので、済みません、割愛させていただきますが、どこも積極的にご協力いただいているところかと思えます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長　どうもありがとうございました。いろいろ具体的な施策の展開ということでご説明いただいたわけでございますが、ただいまの説明内容につきまして、委員の皆様よりご意見等伺いしたいと思えます。先ほど同様、ご発言のときには挙手の上でお近くのマイクからよろしく願います。

では、いかがでございましょう。どうぞ、石井委員、願います。

○石井委員　すみません、中身に入る前に要望なのですけれども、まず、5ページの見直しを行うに当たっての留意点の2ぽつです。1ぽつは、10%以上の料金値上げの場合、2ぽつは、上記以外というのは、つまり、10%以下ということなのでしょうけれども、文章の最後に「同様に過大な値上げとなっている」と。10%以下というのは、経産省さんのエネルギーのほうでは、「軽微な変更」とか、そういういろいろな言葉が使われていますので、これは言葉をとってしまったほうがいいのではないかと私自身は思うのですけれども、「過大」、これは文章がいらぬですね。せっかく見直しを行う場合には、「あった場合に、ユーザー企業への説明状況等について十分な確認を行う」というほうがいいのではないかと。

それから、用語のところなのですけれども、先ほど来、21ページ以降、工水の社会貢献で「準公共財」という言葉をずっと使っているのですが、社会貢献の場合には、災害とかなどといったら無料でやるわけですから、これは公共財になってしまうのです。準公共財というのは、非排除性とか非競合性とか非代替性とか、そういう公共財は災害があったときには誰でも使えますということになりますよね。そうすると、あえて「準」などという、工水そのものは準公共財なのです。それはなぜかというと、工業団地に入る、あるいは誰でもそのエリアに入れば使える。これは準公共財です。お金を払わないと使えない、非排除性というのは、要件に合致しないから準公共財。だけれども、災害のときに工水を広く消火栓から何から上水からいろいろなものに、飲料水だけではなくて、トイレとかそういうものに使わせてあげますということをずっと書いてありますので、ここは「公

共財」で堂々と工水の役割の重要性を書いているのではないかと私は思います。

とりあえずその2点で、中身はこれからお話ししたいと思います。

○河村大臣官房審議官　ご意見ありがとうございます。

まず一点目のご指摘の表現の問題。「過大」という表現がきついということであるならば、「適正」だとか、そういった表現を使いたいと思います。おっしゃられたご趣旨は理解しましたので、表現を工夫させていただきます。

2点目の「準公共財」という言葉については、実はこの言葉をここで使ったのは私ですが、正直、まだ新政策の検討を始めた段階では、災害時に工業用水を使おうというのは大胆というか、前例があまりなかったのです。ところが推進していくうちにその考え方については思ったより一般の方々の賛同を得ましたので、今施策を進めていますけれども、正直、各企業体に対していきなり明日から公共財だから災害時には自由に使用せよというのはちょっとはばかれるという気持ちもありまして、まずは準公共財という位置付けでやってみて、それが浸透してくれば当然次は公共財としての位置付けで使ってもらえればよいと考えています。社会的貢献を通じて工業用水の価値が上がることにもなるでしょうし、目に見える貢献がないものにはなかなか力を入れにくいのが現実でございますので、そういった車輪の両軸、社会貢献しながら工業用水自体の役割を更に上げたいという気持ちから出た言葉ですので、その辺の背景もご理解願えればと考えています。

ありがとうございました。

○小泉委員長　どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。どうぞ、稲木委員。

○稲木委員　質問なのですけれども、10 ページ目の見直しの方向性の2つ目の○に「中長期的には、現行制度の事業規模による要件を廃止し」云々というのが書いてありますが、これは新規事業だけをお考えなのか、それとも改築事業も視野に入っているのかを教えてくださいたいのですが。

○浜野工業用水道計画官　これにつきましては、もちろん最初の建設もそうですが、改築につきましても当然見直しをしたいと考えてございます。

○稲木委員　もしそういうことであった場合に、改築事業は既に使っている者が決まっていると。そういう中で、ここに書いてあるような規模の要件を廃止するのはすごくいいとだと思ったのですが、マザー工場等の研究と製造の施設が併設されている工場などということで、「近年の産業政策に合わせた採択要件」と書いてありまして、既に使っている者

がそういう者でない場合もあるのかなど。そうすると、既に使っている者がいるということとは、それはそれで地域社会に貢献している企業さんなりがいらっしゃるということだと思のですが、何となくそういう企業さんなり、地域なりが置いていかれてしまったような感がありまして、限定されてしまうことにちょっと違和感を感じました。

○河村大臣官房審議官　限定しているつもりはないのですが、私どもがここで打ち出したかった方向性は、既得権という言葉は適切ではないかもしれませんが、今まではある程度の足腰がある方が、補助金を一回とってしまおうと、それを半ば自動的に継続する 경우가多くございました。

他方で、全体のパイがなかなか増えない中で、全体のパイを増やすためには、より社会的価値を高めなければいけないという先ほどの議論がありました。それから、さらに同じパイの中で、やはりいい政策をとる者についてはもう少し際立たせるようにしていかないといけないだろうということです。では、全部以前からの補助金は廃止すべきかといえば、なかなかそうはいきません。しかしながら、私どもの政策の方向性としては、今までのように順繰りではなくて、より工夫した者や良い知恵を出す者に対してはより多くの資源を注いでいきたいという気持ちは政策論として持たなければいけないだろうという考えが、この表現でございます。

他方、実際にどうやっていくかについては、ご指摘も踏まえながら、段階的にやっていくことになろうかと考えています。

○小泉委員長　よろしいでしょうか。

どうぞ、種村委員。

○種村委員　今の件につきましては、私も先ほどの補助制度の見直しについて、ちょっと見直しの方向性を読みますと、上の表からいっても建設のほうは赤字。改築事業は比較的安定した経営がなされているから、改築事業はもうやめてしまおう、改築補助よりも、限られた補助金であるから、いわゆるマザー工場とか、こういった新たなマイクロ工水的なものにシフトしていったらどうかと読んだのです。

私ども愛知県の場合は、企業立地と工業用水道を同じ部局でやっておりまして、企業立地もやっているわけなのですけれども、立地の誘致に当たりまして、水は確かに大変重要な要素ではあるのですが、今、立地に対してはそれほど水というよりも、即時性とか、いわゆる交通の便利とか、そういった面で立地が進むことが多くございます。

そうした中で、先ほどの1つ目の資料7ページにもありましたように、工業用水の事業

の創設が小規模なものが多いとなっていますが、これは少し見方を変えると、工業用水道がここ5年は少なくなってきたと。10年前、20年前は10、20あったのが、今は2とか3とかしかないということで、余り小規模工水の需要が高まっているとは読み切れないのではないかと思います。

その一方で、この改築に対しては余裕があって、これは今まで私ども、創設から50年経ちますが30年、40年ぐらいのころは、それほどまだ機器の改築とか比較的小規模な改築で、しかも、先ほど事業の規模要件等ございますので、比較的できるものからやっていく。それから、それこそ根本的な問題はない改築事業が多かったわけで、部分的な、補修的なものが多かった。

しかし、この間の東日本大震災もそうですし、今後想定される南海トラフ地震等、それから老朽化、管路50年経過して、かなり漏水も増えてきているという、これからは、天文学的にとまではいいませんが、軒並み改築要因というか、改築の需要がふえてくるのではないかと思います。

そういったところで、それを私どもは四苦八苦しながら、企業が逃げていかないように一生懸命改築をやっていくわけなのですが、それに対する支援がないということになりますと、なかなかそういった改築事業、本来の管路の改築、それから水源施設の改築に対して遅れてしまう。それが後に出てきます準公共財として果たして適正であるかと、そのように疑問に思うわけなのですけれども、いかがでしょうか。

○河村大臣官房審議官 率直なご意見をありがとうございます。実はその辺は事業体の皆様からご意見があろうかと考えておりました。こう申しますのは、やはり各自治体の現状を率直に申し上げますと、国の補助金に頼る点が幾ばくかあるだろうと思うからです。

ただ、私どもが提言したかったのは、先ほどの繰り返しになりますけれども、公共的なものを増やすことにより社会的な価値を更に上げることを目指します。それが1つの柱だと思います。一方で、国の予算が限られた中で、資本源が仮に現状維持、あるいは増えてもわずかだろうという場合に、老朽更新だけやっていたらいいのかというと、そこは我々は違うと思うのです。もちろん過去のを直していくのは大変重要なことです。ただ、それは本来的には事業者がもともと持っている計画の中で本来措置すべきものであって、一方で、新しい国策、あるいは県の政策で地域振興に資するものについては、今までよりも角を立ててやっていかないと、結局、全体の中のパイが薄くなってしまわないかという危機感からこういう表現に立っています。

多分ご懸念は、こう書いてしまって老朽更新が全くなくなったら困るということだと思いますが、私どもの考えとしては、先ほど「準公共財」にも関連しますが、新しい施策については極力既存のものとは別枠で予算化を図りたいと考えており、それがひいては全体のパイを高めるようなとお読みいただければと思います。

○小泉委員長　よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、古里委員。

○古里委員　補助金の関連でしたので。私ども、今回、先ほどお話がございました10年で20億円以上という縛りがございました。小規模な事業者としては、まずそれをクリアしていただけることに大変感謝申し上げているところです。ぜひ私どもとしては、その次の段階としても選択と集中という中で、次のレベルアップした方針が示されると考えています。

国の立場から見ると、全都道府県といたしますか、全事業者を網羅する補助制度はなかなか難しいのかなと思います。やはりそこは選択と集中という考えがございますので、今後、私どもの実情とかそういうものをしっかり訴えながら、まずは条件等を撤廃していただきましたので、その辺は感謝申し上げたいと思っております。

引き続き、小規模事業者としてしっかり努めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○河村大臣官房審議官　ご意見ありがとうございます。

実は先程も議論した私どもの1つの柱の中で主体性とか自主性とかと書きましたのは、今、熊本県さんがおっしゃったように、薄く広く全部やることは事実上不可能になってきている中で、これからは地域間競争の時代だろうと考えております。つまり、アイデアを出したり、それから経営効率化を進めたり、あるいは地域政策にうまくマッチしていくといった点で、地域間の競争を促したいと考えており、そういった観点でいえば小さくてもきちんとやって先の方向が明確になっている者は支援すべきではないかと考えております。

言い換えれば、ずっと護送船団で来たから、今後もずっとそうあるだろうという発想はしてほしくないという気持ちですが、実は今回の工業用水道政策の見直しの中での1つの大きな柱になっております。

それに伴い、各事業体によっては、有利になるところもあれば不利なところも出てくるのですが、私どもはあえてその中で一石を投じて、政策の方向性の中で、経営の合理化、それから公共財化の進展、あるいは耐震化の進展等で政策を競ってほしいというのが私ど

もの願いでございますので、今のご指摘を踏まえながら引き続きその方向で推進していきたいと考えています。

○小泉委員長　よろしいでしょうか。

それでは、神子委員、よろしく申し上げます。

○神子委員　2点ほど申し上げさせていただきたいと思うのですが、5ページで基準料金制の廃止の関連なのですが、基準料金制の廃止をしていただく、あるいはその後の雑用水規制の緩和、大変ありがたいと思っておりますけれども、見直しを行うに当たっての留意点のところで、「過大な値上げとなっていないことを厳格に審査」とか、「上記以外の場合」でも「十分な確認を行う」とあるのです。

私ども工業用水道事業者としましても、地域振興、あるいは産業立地政策をやっている中で、むやみに料金を今引き上げられるような状況ではとてもない、地域間競争、国際間競争、下手をすると、企業に出ていかれてしまうという状況の中で、そういう必要以上の引き上げをすることは考えにくいのではないかと考えております。

したがって、厳格に審査していただくのは結構なのですが、必要以上の書類の作成とか、そういう負担を余りかけていただきたくないなど。これは1つ、要望であります。

もう一点、財政支援の話になりますが、補助金制度の見直し、あるいは耐震化の加速に係る補助金ということで整理していただいているのですが、補助金の確保について、準公共財としての社会貢献といった観点も含めて確保に努めていただくことは、ぜひよろしくお願いしたいと思っておりますけれども、補助金の枠はどうしても限りがあるだろうと思います。

そういう中で、上水道の制度をちょっと見てみますと、上水道の場合には、総務省さんの地方交付税制度を活用した仕組みがいろいろございます。工業用水道に関しましても、国の防災計画では同様なライフラインとしての位置づけ、上水道と同じ扱いになっているわけですので、耐震化に向けて、上水道の場合は、地域防災対策特別措置法に係る安全対策事業というもので、具体的には送・配水管の相互連絡管の整備ですとか、浄水場配水池等の耐震化とか、幾つかメニューがあって、それに対して厚労省の補助金も出ていますけれども、補助裏の事業費の2分の1、4分の1を一般会計から出資できる、一般会計出資債が認められておまして、一般会計が出資しますと、その元利償還金の2分の1を交付税措置するという制度もございます。

今、これから更新の時期も来ておりますけれども、耐震化のための事業費、あるいは震

災のときの安定供給のための連絡管の整備とか、そういったものをこれから取り組んでいかななくてはならないのですが、それが非常に大きな事業費になってこようかと思えます。

そういったものを補助金と、事業者だけではなかなか負担するのが難しい場合に、一般会計からのそういった形の支援のルール、一般会計が支援すると、それを地方交付税で措置すると。そういう仕組みが上水道の場合にはあるということですので、ぜひそういったところも参考にさせていただいて、補助金の枠の確保とあわせて、そういう地方財政制度に関してもご検討いただければありがたいと思っております。

以上です。

○河村大臣官房審議官　ご指摘ありがとうございます。

2つご指摘がございましたので、まず最初の柱からお答えいたします。まず、5ページの見直しの留意点についてご意見がございました点について、ご趣旨はわかりました。先ほども「過大な値上げ」という言葉がきついのではないかというご意見もありましたので、ワーディングは工夫いたします。

ただ一方で、この歯どめをかけましたのは、やはり私どもから数多くの事業体をみてみますと、必ずしも料金を上げられないところばかりではなくて、今まではかなり安かったりしたため上げられるところもあるのです。そこに対しては、値上げする際には適正な内容について少し説明責任を果たしてもらいたいということを念のため書かせて頂いたということですが、先ほどのご意見もありましたので、表現については少し工夫させていただきます。

それから、2点目の交付税措置のお話についてでございますが、実は私どもも、その視点については十分認識してございます。今回、詳しくは説明しませんでしたけれども、先ほどからご意見いただいております準公共財としての工業用水の活用については、かなりのページを割いて前回ご説明し、今回も実例とか調査などその後の事例とかを載せています。

その心は、上水道はやはり生活、命にかかわるライフラインなので、それが災害対策にも活用されるというのは比較的説明がしやすい一方で、工業用水政策の難しい点は、これは基本的には営利体である会社が本来負担すべきものだろうという見方があることです。それに対して公にも資するためには、地域振興なり、災害対策なり、もう一本、付加価値をつけないと、なかなか同じ俎上にのりにくいという点が難しさであります。

それらも踏まえまして、今回耐震化とか、それから先ほどから言葉が出ています公共財的な利用も付加してやっていく中で、ご指摘の交付税の活用につきましても実は総務省に

もご相談はしています。上水道とはもともと性格、目的が違いますので、お約束はできませんけれども、ご指摘の点についても意識はしているということだけここでは申し上げさせていただきます。

○小泉委員長　よろしいでしょうか。どうぞ。

○浜野工業用水道計画官　1点だけすみません。事務的な意味合いでもって、先ほどの神子委員のご質問についてお答えしたいことがございます。

1つは、料金の値上げに関して必要以上の書類をとらないでほしいというお話がございましたけれども、これは補助金交付要綱の手續として、添付書類は決まっております、それ以上のものをとる予定は全くございません。

もう1つの交付税を活用したという話に関しましては、たしか毎年総務省さんが決めていらっしゃる一般会計繰り出し基準、繰り入れ基準とか、そっちのほうの話だと認識してございまして、これについても実は前向きに勉強していきたいとちょうど思っているところでございます。逆にこちらから相談させていただきたいと思っておりますので、そのときはよろしくお願いいたします。

以上です。

○小泉委員長　ありがとうございました。

そのほか、いかがございましょう。どうぞ、石田委員。

○石田委員　全体として工業用水をこれから良くしていこうという内容になっているのではないかと考えております。

私から1点、9ページでPFI導入ガイドラインの改訂がございまして。平成17年にガイドラインが作られた、というところでは、PFI／PPPの活用状況が余り伸びていないのだろうとちょっと想像してございまして、その背景的なところは、右上の箱の中に少し書いていただいているのですけれども、恐らくリスクの問題もあるのですが、やはり規模が余り大きくないということが民間企業さんからみるとなかなか取り組みにくい、また、発注者さんからみても導入の検討に係る費用を回収できるだけのVFMが出るかどうか課題なのだろうと考えております。

そうした状況を踏まえると、コンセッションに関して対応するガイドラインを作成するのは、これはこれで必要だと思っておりますが、水道でもガイドラインをつくられているのですけれども、状況として導入が進んでいくという雰囲気はまだなかなか起きてはいないのかなという中で、恐らく優先順位としては、引き続き、どちらかという、包括委

託であるとか、指定管理者制度とか、こういったものを上水道などとも連携しながらやっていくことのほうが現実的で即効性が高いのではないかという気がしております。

したがって、上水道との連携が別の項目であるのですけれども、このガイドラインの中でも、より難易度の高いコンセッションをどんどんやっというメッセージよりは、まず小規模なところでもできるものをしっかりやっというメッセージを打ち出したほうが活用していただける可能性があるのではないかと考えております。

以上です。

○河村大臣官房審議官　ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおりで、このPFIは、私どもも実は悩んでいるところでございます。というのは、やはり今申し上げた点で、長期的な利益とか、企業としてはメリット、魅力といった観点が乏しく、小規模な自治体でやっているところはあるのですが、なかなか大規模なところで採算をとってやっていく者が出にくいのが現状でございます。

その中で、私どもの方向は、ガイドラインを作りながら、今おっしゃったような上水道の例、あるいは成功例をどこかのセミナーなり、勉強会なりで掲示しながら、各事業体や、民間企業に少しずつ普及させていこうという段階なので、現段階での成功事例となると今申し上げた小規模な例になってしまうのですけれども、それらを少しずつ普及していきながら、その中でおっしゃったような上水道の例も入れていくといいのかなと考えておりますので、ちょっとその辺、工夫させていただきます。

○小泉委員長　そのほか、どうぞ、向山委員。

○向山委員　今、上水道のお話がありましたので、参考までに数字だけご説明させていただきます。

上水道で、今、PFIという形で事業が展開されているのが11事業ございます。いろいろありますけれども、いわゆるサービス購入型という形のPFI事業が11事業あるのが実態です。

あと、コンセッション方式ですけれども、導入実績は現実としてはまだないというのが実態ですが、ちょっと話題になりましたので、ご存じだと思いますけれども、大阪市さんが今検討されているのが現在の状況でございます。

以上、参考までに。

○小泉委員長　ありがとうございました。

どうぞ、種村委員。

○種村委員　今、P F Iの話が出ましたので、私ども、今、上水道でP F Iを3件ほどやっております。そのうち2件がここにありますB T Oという形での汚泥処理、いわゆる限定された形での水処理から切り離れた部分だけでのサービス購入型ということで、これは先ほどおっしゃられたように、バリュー・フォー・マネーは余り出ないということで肅々としたもの。

今年は、今、検討を進めているのが、汚泥処理と電力供給を組み合わせたP F I、これは水道、工水も一部参加させていただいております。これをやることに新たないろいろな参加、組み合わせというか、それぞれいろいろな提案が出てくることによりまして、今、私どもの試算、腹づもりですけれども、かなりバリュー・フォー・マネーが上がるというもくろみをしております。

そんな観点からいきますと、ここに書いてあることで気になるのですけれども、工業用水道はリスクが高いため民間事業者が参入しにくい分野であるということは必ずしも一概には言えないのではないかと。例えば工業用水だからこそ、よりいろいろな分野で民間の活力、民間のノウハウを導入することによってリスクを分散させる、あるいはそのリスクを解決させて、いわゆるコラボレーションによってメリットを出すということを、逆に水道ではできない、工業用水道だからこそできる排水処理だとかエネルギーだとか、そういうところも取り込んだようなP F Iも提案していただけると希望がもてるのではないかと。これは要望でございまして、今、ちょっと思いつきで申し上げているのですけれども、そのような愛知県の事例も踏まえて発言させていただきます。

○河村大臣官房審議官　ありがとうございます。

むしろ事例のご提示は歓迎でございます。今おっしゃられた事例も合わせまして少し勉強させていただきまして、あるいは上水道の今ご指摘がありました、それらを踏まえて何らかのモデル、ラインみたいなものをつくって、少しずつ普及していくような形で考えています。

その中で、今おっしゃったような事例もあわせて集めていきますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○小泉委員長　ありがとうございました。

そのほか、どうぞ、石井委員。

○石井委員　先ほど河村審議官の自治体の競争、政策を競ってほしいというお言葉は本当にそのとおりで、自治体間の競争は本当に激しいと思います。それを受けた今回の補助

金の制度の見直しの方向性は、特に先ほどからご指摘のありました施設の更新だとか耐震化にかかわる当初予算の制度化は本当に大事なことだと思います。ですから、こういう方向性は、私は本当に時代の要請だとお聞きして思いました。

また、料金問題に戻るのですけれども、約十年前に産業施設課さんで工業用水道研究会がございまして、メインは、料金も相当議論したのですが、なかなか工水に関する事業者さん、それからユーザーさんのお立場、また事業によってもそれぞれ皆様からご指摘がありましたように、みんなそれぞれ条件が異なって、なかなか一概に網がかけられないということがずっと今日まで続いていると思います。

その中で、経産省さんとして、今、やはり国土強靱化だけではなくて、産業競争力の高度化、強化を相当打ち出しておられまして、そういう議論を見ていると、エネルギー関係の方は特にそうなのですが、法律を改正して、かなり自由化範囲を拡大するという方向にございますよね。そういう一連の流れの中で、やはり工水だけがずっと旧態依然たる状況なのかは、先ほどから、皆様方がご認識を持っているように、やはり内外の環境変化、経営を取り巻く環境変化はこの数十年の間に大きく変わってしまったということでございます。

その中で、だけれども、料金に対してはどうしても対立軸ができて、なかなかお互いに難しい面があるということで、やはり経産省さんでいろいろお考えになっている施策の中の、例えばエネルギーなどでは原料費調整制度があります。そういう機械的に、条件が変わったらこうなりますよと。機械的にお互いに変えられる。上げることもできるし、下げることもできる。例えば工水持続可能調整金制度とか、そういう制度をしっかりとルートにすることが、私の中でどうしてもこの新しい工水制度見直しの中で必要になってくるのではないかと考えております。

もう1つは、やはり幅を設けるという、これも一律ではなくて、そういう料金制度を採用したところには適用できるという、例えばかつて航空運賃だとか鉄道運賃は、総括原価の中で上下2割という幅をもたせて要求し、幅の中では届出だけで済みます。ところが、鉄道運賃の方ですけれども、今は総括原価をプライスカップにして、下限は自由にやっってくださいという状況にあるのです。航空は届出制になってしまいましたので、ただ、事前届出ですから、届出と認可はどこが違うのかというと、事前の場合、事前届出も規制がかかっているということで、何か新しい仕組みの検討をする。例えば、二部料金制は、横浜市さんが導入していただいたり、いろいろなところが工水の中でも既に導入していただ

いていますけれども、もう少し大きな枠組みの中で適用できるようなところを今後できればみんなで知恵を出し合って、新しい時代の工水の制度に向けた料金政策を打ち出していただければ大変ありがたいと思います。

もちろん私もいろいろ参画させていただいて、考えさせていただきましても、そういう1つ要望でございます。

○河村大臣官房審議官　ありがとうございます。

今日は議論を2部に分けました。前段で政策論をやった趣旨は、先ほどの繰り返しになりますけれども、今までのように分散型で皆が同じという金太郎飴みたいな政策はこれからはなかなか難しい時代になったことを明らかにするためです。逆にいえば、自主性を重視して規制緩和をすることの背景には、各自治体の責任が伴いますということですね。したがって、工夫される場所、努力する場所には、その規模にかかわらず支援していきますけれども、そうでないところについては、それは自分でおやりくださいという流れになりつつあるということだと考えます。

今おっしゃったのは、まさにその中で自主性の余地を増やすならば、ある程度の料金の幅の設定の問題、あるいはインセンティブを与えるような仕組みを導入すべきとの発言と理解しておりますが、それはまさに私どもの目指す方向と一致しております。

具体的にどういう制度に落とすかについては、これから見直しの方向について検討していきますので、また個別にご意見を伺わせていただくこともあろうかと思いますが、今回の検討の最大の本質は、今おっしゃられたような各自治体の競争、自主性やその裏づけとなる責任を促すといった方向性に舵を切っていくということでもあります。

逆にいえば、経産省がこれまでこの分野は独立した事業として見ていたものを、地域振興と連動した政策としてより際立たせていこうという1つの意思の表れでもありますので、ご指摘の方向で引き続き検討していきたいと考えています。

ありがとうございました。

○小泉委員長　どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。どうぞ、三田委員。

○三田委員　今まで事業者サイドの方の意見が多かったので、今、石井先生から料金の話が出たので、ユーザーサイドからの話をさせていただきたいと思います。

以前から我々は話をしているのですがけれども、事業者とユーザーの話し合いだとか、情報開示だとかはやはりしっかりしていただかないと、やはりユーザーとして一方的な値上

げとか、値下げするほうは非常にありがたいのですが、その辺の理解度が違うと思うのです。ですので、やはりお互いに話し合いをして、お互いに理解しながらやっていくというのが重要ではないかと思います。今は経営が結構厳しいので、なかなか値上げは難しいと思いますけれども、そういうことをお願いしたいと思います。

以上です。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

○河村大臣官房審議官　一言だけ。さきほど5ページのところで、そういう意見もあろうと思って留保を入れたのですが、やはり両側からの立場がありますので、言葉的には「適正」なシステムということで、後に工夫していきたいと思います。

ただ、おっしゃったように、ある程度ユーザーの理解がなければ自治体は大抵成り立たないので、その調和の取り方が重要であると考えております。

○小泉委員長　　どうぞ、田中委員。

○田中委員　　今日はいろいろお聞かせいただいて、前回の内容を反映して方向性を出されていると思います。

今、三田委員から出ましたけれども、ユーザーとしては、あまりの料金の値上げは、我々は国際競争をやっている中で非常に困るので、今、今回資料2で出た持続可能な工業用水事業に向けた環境整備に幾つもの施策があるわけですが、これは料金の改定のみではなくて、供給、需要先の拡大、それからダウンサイジングの検討等、こういう両サイド、いろいろな施策が絡んで今後の工業用水の方向性が出てくるのだらうと思います。

単に料金の問題、それから規制緩和、水利権に絡むのですけれども、そういうところの問題ではなくて、全部がこれからのあり方につながる上で、水利権にも絡んだ需要先を増やす、それから事業規模を再度検討し直して、今までの規模でいいのかどうか、それぞれの地域の今の産業実態に合わせた形でどうやっていくのだという議論になるのだらうと思うので、いろいろな角度から検討されるのだということが報告書などにお書きになれるときは、そういう視点をぜひ入れていただきたいと思います。まして、発言させていただきました。

○河村大臣官房審議官　ご指摘については、冒頭、資料2の2ページの中でおっしゃった大前提の視点の中で、「地域振興政策と工業用水政策の連携・協力が課題となっている」というところで含んでいるつもりだったのですが、まさにそれは大事な視点だと思います。今日の議論に出ましたユーザーからの要望、それから自治体としての経営の改善、さらに

は国全体として地域の人口が減っていく中で、効率化、あるいは統合、広域連携とか、こういったいろいろなファクターを絡んでやっていかなければいけないということについては、それがより明確に分かるようにしたいと思っています。

○田中委員　　よろしくをお願いします。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

本日、委員の皆様からいろいろなご意見をいただきまして、時間の関係もございまして、今日、ここでご発言、どうしてもという方がいらっしゃいましたら、まだお1人、2人、お受けしたいと思います。どうぞ、古里委員。

○古里委員　　最後に1点だけ。先ほど、ユーザーの皆さんからお話がありました。私、冒頭に申し上げましたように、熊本県の場合でございまして、特に企業進出していただいている企業については、地域の雇用、地域の振興に本当に貢献していただいていると思っています。ただ単に今回の料金の値上げもいろいろ書いてございまして、すぐに値上げするとか、そういうことは毛頭考えておりません。ユーザーの皆様としっかり話をした上でということが思いでございまして、よろしくお願ひしたいと思っています。

○小泉委員長　　ありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょう。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

私も、いろいろな地方へ行くと、かなりこのままではどうなるのだろうという心配をする場所も多々ありまして、地域の発展を国のスタンスでもう一度考え直すということだと私は思いますし、それを工業用水道をベースに、やはり産業立国日本ですから、地域が活性化しなければ、国家自体も心配ですので、ぜひこれからも国でも頑張ってくださいと思う次第でございまして。

今日は、海外展開は余り積極的な話が出ませんでした。海外展開についても、工業用水道だけではなくて、やはり工業立地計画等含めて、港湾道路、いろいろなものもセットで、日本の工業用水道は世界に冠たるシステムですので、これもチャンスがあれば展開していくという前向きな姿勢がこれからは大事なかなと思っております。受け身ではこの工業用水道の発展はこれから考えられないので、積極的に展開していくという時代かと思っている次第でございまして。

今日は、委員の皆様方からいろいろなご意見をいただきましたので、今後の工業用水道政策を実施していくことにこれからなっていくと思います。細部につきましては、委員長

の私にご一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございます。ご一任いただくということで、そのほか、何か特にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

ちょうど時間も来てまいりますので、本日予定していた議事は全て終了しました。

最後に、経済産業省から今後の予定と事務連絡をお願いいたします。

○渕上産業施設課長 このたびは、短期間ではございますけれども、いろいろご議論をいただきまして、誠にありがとうございます。2回にわたりましてご審議いただきました内容につきましては、今回は報告書という形でのとりまとめを行いませんけれども、いただきましたご意見につきましては、当然のことながら、議事録という形できちんと残させていただきますし、今後、検討をさらに深める際の参考にさせていただきたいと思っております。

また、具体的な取り組みにつきましても順次進めさせていただきまして、概ね1年後に再度進捗をこの委員会でご報告するという形にいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、閉会に当たりまして、事務局を代表いたしまして、大臣官房審議官の地域経済政策担当・河村から一言挨拶をさせていただきます。

○河村大臣官房審議官 河村でございます。本日は、私も注意深く聞かせていただきましたが、いろいろなご意見をいただきました。大変活発なご審議をいただきましたことをこの場を借りまして、まずは厚くお礼を申し上げます。

工業用水道事業は、私が申すまでもございませんが、産業の血液といわれる極めて重要なインフラでございます。

他方、今日も議論になりましたように、工業用水道が抱えている取り巻く状況は、時代の変化、今後の人口減少社会等を迎えて、その経営環境等についてはますます厳しい面がございます。

その中でも産業の血液は、地域振興政策に直結するものでございますので、これを何とか活性化させたいという思いで、今回、経済産業省が事務局になりまして、よりその方向に舵を切ろうということでお集まりいただいた次第でございます。

もちろん今日いただいたご指摘の中には難しい課題もございまして、即時にやるべきも

のと少し時間がかかるものがございます。今、湧上が申しましたように、すぐには全部できないものもあるかと思いますが、やはり1年後の報告を私どもの1つの目標として工業用水に関する政策を進めていきたいと考えておりますので、またご鞭撻をよろしくお願ひします。

最後に申し上げたいのは、私、本日も何度か申し上げたところではございますが、これからの地域産業政策については競争と自主性を促すことを念頭として、国が一律にこうやれという時代はもう終わって、各自治体と連携して努力するところを伸ばしていくことにならざるを得ないだろうと思っています。

そういった中で、委員の皆様から大変前向きに、かつ新しい視点をいただきましたので、それらを踏まえて引き続き政策の糧として頑張っていきたいと思ひます。

改めまして、大所高所からのご示唆、ご意見を賜りましたことに対してお礼を申し上げまして、私の挨拶にかえさせていただきたいと思ひます。

ありがとうございました。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

以上をもちまして「第5回工業用水道政策小委員会」を閉会いたします。

以上